



NEWSLETTER

2025. 04

季刊情報誌

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

目次



泛華偉業知識產權は、北京泛華偉業知識產權代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

03 業界観察

- 中国国家知識産権局の2024年度活動総括
- 中国国家知識産権局による書類様式の改正
- 「一帯一路」特許早期審査パイロットプロジェクトが始動
- 中国国家知識産権局、「特許紛争の行政裁定および調停弁法」を採択
- 中国国家知識産権局が「行政復議規程」を改正

07 サービスソリューション

- 「人工知能関連発明の特許出願ガイドライン(試行版)」の紹介と解説

20 実務動向

- 中国特許出願における援用補充(援引加入)の手続きについて

22 当社ニュース

- 国際商標協会(INTA)2025年年次総会に参加
- 当所がLinkedIn(リンクトイン)のアカウントを開設
- 王珍珍氏、趙岩氏、郭春曦氏のパートナーへの昇進おめでとうございます

中国国家知識産権局の2024年度活動総括

2025年1月15日に行われた国務院記者会見において、国家知識産権局は、2024年度の知的財産保護活動の成果を発表した。

1. 特許関連

発明特許権の年間付与件数は前年比13.5%増の104.5万件であって、特許の再審査と無効審判の件数は6.7万件であった。発明特許の審査期間は15.5か月に短縮され、審査の正確率は95.2%に向上した。7.5万件のPCT国際特許出願を受理し、中国の出願人がハーグ協定を活用した国際意匠出願の件数は前年比29.5%増の4868件で世界1位に躍進した。2024年末時点で、中国国内の有効な発明特許件数は475.6万件に達し、世界で初めて400万件を突破した国となった。

2. 商標関連

商標の年間登録件数は前年比9.1%増の478.1万件であった。商標審査件数は38.3万件、異議申立処理件数は10.3万件であった。商標登録の平均審査期間は4か月で安定していた。中国の出願人がマドリッド制度を活用した国際商標登録出願の件数は、前年比13.6%増の7039件であった。2024年末時点で、中国国内の有効な商標登録件数は4762万件であった。

3. 地理的表示関連

年間を通じて、地理的表示製品を36件認定し、地理的表示を地域団体商標または証明商標として登録した案件を125件承認し、地理的表示の専用標識を使用する事業体を

8680社承認した。2024年末時点で、中国で累計認定された地理的表示製品は2544件、地理的表示を地域団体商標または証明商標として登録した件数は7402件、地理的表示の専用標識を使用する事業体の総数は約3.3万社に達し、地理的表示製品の直接生産高は9600億人民元を超え、多年にわたり安定した成長を続けている。

4. 集積回路配置図設計関連

年間を通じて、集積回路配置図設計登録証を1.1万件発行した。2024年末時点で、中国における集積回路配置図設計登録証の累計発行件数は8.3万件に達した。

5. 知的財産権保護関連

年間を通じて、知的財産行政システム全体で7.2万件の特許権侵害紛争行政事件を処理し、知的財産権紛争調停機関での14万件近くの調停案件の受理を指導した。

6. 知的財産権運用関連

年間を通じて、特許権の譲渡・使用許諾の届け出件数は前年比29.9%増の61.3万件であった。そのうち、大学や研究機関による特許権の譲渡・使用許諾の届け出回数は前年比39.1%増の7.6万件であった。1月から11月までの全国の知的財産権使用料の輸出入総額は前年比6.6%増の3564.1億人民元であった。中国の特許集約型産業の付加価値額は、2023年に16.87兆人民元に達し、GDPに占める割合は13.04%に上昇した。

上記のデータは、社会の革新と創造の活力が持続的に発展し、企業の革新主体としての地位がますます強まり、知的財産権の海外出願がより活発になっている状況を反映している。

出典：国務院新聞弁公室ウェブサイト

中国国家知識産権局による書類様式の改正

中国国家知識産権局が2024年11月28日に発表した通知によると、2025年1月10日以降、以下の書類様式が改正される。

1. 紙媒体で特許業務を処理する際に使用する請求類の書類

「発明専利請求書」、「実用新案専利請求書」、「意匠専利請求書」、「国際出願の中国国家段階への移行声明（発明）」、「国際出願の中国国家段階への移行声明（実用新案）」、「復審請求書」、「専利権無効宣告請求書」の7つの様式が改訂され、その「注意事項」の項目において、「反対の声明がない限り、中国本土で特許業務に関する法律文書を受領する責任者とその住所は、後続の行政訴訟手続きにも適用される」との記述が追加され、これは、特許授権・権利確認の行政手続きにおける送達を受領権限が訴訟手続きまでに及ぶよう推進し、行政訴訟において外国当事者への送達が困難であるという問題を解決することを目的としている。

2. 電子形式で特許業務を処理する際に使用する請求類の書類

「意見陳述書」など5つの様式が改訂され、そのうち、「意見陳述書」には、第3欄「実験データの補足提出について」が追加され、これは、出願人が「特許審査指南」第2部第10章第3.5節の規定に従って、実験データを補足提出する際にチェックを入れるための欄である。

出典：中国国家知識産権局

「一帯一路」特許早期審査パイロットプロジェクトが始動

第3回「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議の成果を実現するために、2025年1月20日から2027年1月19日までの2年間、「一帯一路」特許早期審査パイロットプロジェクトが実施される予定である。このプロジェクトで、中国国家知識産権局が受理する早期審査請求の総数は年間1000件に制限され、各参加国が参与する早期審査請求の数は年間100件に制限される。パイロットプロジェクトの終了後、さらなる実施期間の延長の可能性が検討される予定である。

『「一帯一路」特許早期審査パイロットプロジェクトに関するガイドライン』（https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/17/art_3479_197206.html）によると、「一帯一路」参加国により第一国出願局として、特許出願の少なくとも一つの請求項に特許性／権利付与可能性があると判断した場合、出願人は、当該特許出願に対応する中国特許出願について、CNIPAに早期審査を請求することができ。要件を満たす場合、CNIPAは早期審査を行う。

『中国国家知識産権局とトルコ特許商標庁による、「一帯一路」特許早期審査パイロットプロジェクトに関する協力意向書』によると、トルコは最初の参加国としてこのプロジェクトに参加する。今後、出願人が「一帯一路」参加国で特許を出願しやすいように、中国国家知識産権局は、特許審査分野でより多くの「一帯一路」参加国の特許審査機関と協力を深めていく考えである。

出典：中国国家知識産権局

泛華偉業知識産権 | 季刊情報誌

中国国家知識産権局、「特許紛争の行政裁定および調停弁法」を採択

国家知識産権局令第81号により、「特許紛争の行政裁定および調停弁法」（以下「弁法」）が2024年12月13日に採択され、2025年2月1日に施行された。

「弁法」は、総則、行政裁定、行政調停、法的責任、附則の5つの章に分けられ、合計85条が規定されている。その中で、特に注目すべき条項は以下の通りである。

1. 中国本土以外の身分証明と証拠について（第18条と第46条）

「弁法」では、香港・マカオ居住者が所持する内地往来通行証、および台湾居住者が所持する大陸往来通行証が、行政裁定、行政調停、口頭審理の傍聴に参加する際の身分証明として使用できることが追加され、これは司法実務に沿ったものである。「弁法」は、外国人の有効な身分証明に関する規定を改善し、「中国で永住資格を取得した外国人に対しては、その外国人が所持する外国人永住許可証を有効な身分証明とする」ことを明確にしている。「弁法」は、行政裁定および行政調停の公平性と効率性を確保するために、「外国公文書の認証を不要とする条約」に基づき、「中華人民共和国が締結した関連条約に認証の手続きに関する他の規定がある場合、当該規定を適用する」ことを明確にしている。

2. 標準必須特許に関する特別規定について（第30条）

「弁法」第30条は、特許侵害紛争の行政裁定案件の終結について規定しているが、標

準必須特許の特殊性および複雑性を考慮し、「標準必須特許に関する紛争の行政裁定および行政調停が本弁法に規定されていない場合、他の法令、行政法規、部門規則または関連する司法解釈を適用することができる」とも規定している。

3. 分割出願における臨時保護期間の申請について（第75条）

「弁法」は、分割出願の公開日は、原出願の公開日と分割出願の公開日のいずれか早い方を基準とすると規定している。分割出願の保護範囲、補正に関する特許法および実施細則の関連規定に基づき、分割出願の補正は、親出願に記載された範囲に基づいて行われ、すなわち、親出願に記載された範囲を超えてはならず、分割出願の臨時保護期間の起算日を前倒しして、親出願でカバーされていない保護範囲に「先行保護」を与えるため、権利者の権利および利益の保護に有利である。

出典：中国国家知識産権局

中国国家知識産権局が「行政復議規程」を改正

中国国家知識産権局（CNIPA）は、2024年1月1日に施行された「行政復議法」に対応するため、「国家知識産権局行政復議規程」（以下「規程」）を改正した。改正された規程は、国家知識産権局令第82号により、2024年12月30日に公布され、2025年2月1日に施行された。

「規程」は5章44条からなり、主な改正点は以下の通りである。

1. 行政復議の受理対象の種類と前置範囲を

明確化

「規程」は、受理の範囲をさらに拡大し、法律に従って行政復議に該当しない事情を除き、公民、法人またはその他の組織は、国家知識産権局による行政行為が自身の合法的な権利および利益を侵害したと考える場合、行政復議を申請できると規定している。商標登録出願、登録商標の排他的権利、地理的表示製品の保護、地理的表示の専用標識、政府情報開示等に関する案件が行政復議に該当することを明確にしている。行政復議の前置範囲をさらに拡大し、国家知識産権局による政府情報の不開示、行政の不作为、現場で下した行政処分など3種類の案件に納得できない場合、まず行政復議を申請しなければならないと明確に規定している。

2. 行政復議の受理および審理手続きを最適化

「規程」は、行政復議の申請に必要な資料を明確にし、特定のオンラインチャンネルを通じて申請できると規定している。出願人および第三者が行政復議に参加する際に委託できる代理人の範囲を拡大し、弁護士および基層法律サービス従事者が代理人として活動できることを明確にしているほか、弁理士および商標代理人が出願人に代わって行政復議に参加できると規定している。国家知識産権局は、行政復議申請書を受領した日から5営業日以内に審査し、受理条件が満たされているかどうかを判断できない申請に関しては、審査期限までに書面で申請者に通知し、補正すべき事項について一括説明を行わなければならないと明確にしている。行政復議申請書に記載すべき事項

を規定し、申請者に明確な指針を与えた。

3. 行政紛争を解決し、法律に従った行政を監督するという行政復議の役割を強化

「規程」は、通常手続案件と簡易手続案件の適用条件を明確にし、通常手続案件では、当事者の責任に帰すべき事由により、その意見を聴取できない場合を除き、国家知識産権局の行政復議機関が案件を審議する際に当事者の意見を聴取すべきであると規定している。当事者の自らの意思および適法性を前提に調停・斡旋できると規定し、調停調書の作成、内容および効力を明確にし、調停・斡旋を行政紛争を実質的に解決する重要な手段としている。違法または不適切な行政行為を迅速に是正するための変更、取消、法律違反の確認、無効の確認などの是正決定について、適用される状況を明確にしている。国家知識産権局の行政復議機関が、関係部門または単位の関連行政行為が違法または不適切であることを発見した場合、行政復議意見書を当該部門または単位の発行し、その行政行為に対する監督を強化できると規定している。

出典：中国国家知識産権局

「人工知能関連発明の特許出願ガイドライン(試行版)」の内容紹介と解説

パートナー 弁護士・弁理士 王勇

人工知能(AI)技術が新たな技術革新と産業変革の重要な原動力となり、AI関連特許の出願件数が急速に増加している。この点に関して、国家知識産権局は、2024年初頭に新たに改正した審査基準の第2部第9章に、第6節「アルゴリズムの特徴またはビジネスルールおよび方法的特徴を含む発明特許出願の審査に関する規定」を追加し、AI、インターネット+、ビッグデータやブロックチェーンに関わる発明特許出願の審査の特殊性を考慮した規定を設けた。しかし、特許出願および審査の過程において、審査官、発明者および代理人の間では、これらの規定をどのように理解し、適用するかについて、依然として一定の相違があり、それが特許出願および審査の質と効率に影響を及ぼしている。出願人が現行の特許審査の方針をよりよく理解し、特許出願の質を向上させるよう、国家知識産権局は、企業と発明者が注目する共通の法的問題に対し、2024年12月31日に「人工知能関連発明の特許出願ガイドライン(試行版)」(以下「ガイドライン」という)を公布した。

以下では、業界実務者の業務上の参考となるよう、2024年に改正された專利審査基準(以下「審査基準」という)と併せて、ガイドラインを紹介・解説していく。

ガイドラインの内容概要

ガイドラインの顕著な特徴の1つは、発明においてAIが果たす「役割」の違いにより関

関連する特許出願を大きく2種類に分類していることである。第1種は、AI自体が発明の構成要素であるものであり、第2種は、AIが発明の作成に関与するか、またはAIが単独で発明を生成するものである。

第1種については、出願の保護対象の性質により、さらに「AIアルゴリズムまたはモデル自体に関する特許出願」と「AIアルゴリズムまたはモデルに基づく機能または特定分野での適用に関する特許出願」という2種類に分けられる。

第2種については、自然人の実質的な貢献の有無により、「AIの支援を受けた発明に関する特許出願」と「AIによって生成された発明に関する特許出願」に分けられる。前者は、発明の過程において、AIの支援を受けて、自然人が実質的な貢献をしたことを指す。後者は、人間の実質的な貢献なしに、AIが単独で発明を生み出したことを指す。

すなわち、ガイドラインは、一般的なAI関連特許出願を、AIアルゴリズムまたはモデル自体に関する特許出願、AIアルゴリズムまたはモデルに基づく機能または特定分野での適用に関する特許出願、AIの支援を受けた発明に関する特許出願、およびAIによって生成された発明に関する特許出願の4種類に分類している。

上記の分類は、国家知識産権局がAI関連出願の現状に対して、発明におけるAIの役割と合わせて策定した分類基準であり、基本的にAIに関連するすべての種類の発明をカバーしており、以前の法律および審査基準にはなかったもので、AI関連発明の異なる種類の特許出願の書類作成および審査に

において懸念されるさまざまな問題に対応するための手引である。

上記の分類に基づき、ガイドラインはAI分野で注目されている以下の5つの法的問題を包括的に整理している。①発明者適格性。すなわち、AIが発明者としての適格性を有するかどうか。②特許保護対象の基準。すなわち、AI関連特許出願が保護対象の要件を満たすか。③明細書における発明の完全開示。すなわち、AI関連特許出願の開示要件を満たすために明細書をどのように書くか。④創造性の判断。すなわち、AI関連特許出願の創造性を判断する際に、アルゴリズム特徴の技術的貢献をどのように考慮するか。⑤AI倫理に関する検討。

異なる種類の特許出願の懸念事項は同一ではないため、ガイドラインに記載された上記の4種類の発明のそれぞれの懸念事項を下表にまとめた（○は対応関係があることを示す）。

AI関連特許出願の種類	概要	例	注目される懸念事項				
			発明者適格性	保護対象の判断	創造性の判断	明細書の完全開示	倫理的・法的問題
(ア) AIアルゴリズムまたはモデル自体に関する特許出願	通常、AIアルゴリズムまたはモデル自体およびその改善や最適化が含まれる	モデル構造、モデルの圧縮、モデルの学習		○	○	○	○
(イ) AIアルゴリズムまたはモデルに基づく機能または特定分野での適用に関する特許出願	製品、方法、またはその改善に対して提案された手法の不可欠な部分として、発明に組み込まれたAIアルゴリズムまたはモデル	自然言語処理、コンピュータビジョン、音声処理や、さまざまな具体的適用シーン		○	○	○	○
(ウ) AIの支援を受けた発明に関する特許出願	発明の過程において、AI技術の支援を受けた発明	AIを利用し、特定のタンパク質結合部位を同定して開発した新しい医薬品成分化合物	○	○		○	○
(エ) AIによって生成された発明に関する特許出願	人間の実質的な貢献なしに、AIが単独で生み出した発明	AI技術によって単独で設計された食品容器	○				○

以下では、ガイドラインの具体的な内容と合わせて、解説すべき懸念事項を1つずつ紹介していく。なお、簡潔にするために、上記の4種類の特許出願は、それぞれ通し番号（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）で呼称する。

1.AIの発明者適格性の有無

ガイドラインは、（ウ）の発明については、発明の実質的特徴に創造的貢献をした自然人を特許出願の発明者として記載することができる」と明確に規定している。この規定は、現行法の規定と完全に一致している。

（エ）の発明の特許出願に関して、ガイドラインは、AIシステムやその他の非自然人を発明者として記載してはならないと規定している。なぜなら、収入を得る財産権と氏名を記載する権利は発明者の民事上の権利であり、民法の規定を満たした民事主体のみが発明者に関する民事上の権利を享受することができる、AIシステムは現在、民事主体として民事上の権利を享受することができないため、発明者として記載してはならないからである。中国国家知識産権局のこの規定は、現在、世界の大部分の国の規定と一致している。

しかし、（ウ）の特許出願の場合、発明の実質的特徴に創造的貢献をしたのは、自然人ではなく、AIシステムであると記載することは可能だろうか？この点に関して、ガイドラインは説明していない。筆者は、特許法実施細則第14条に従い、発明の実質的特徴に創造的貢献をした者のみを特許法にいう発明者として記載ことができ、それをしなかった者は記載すべきではないと考えている。したがって、実務上、この種の発明は（エ）の出願に分類される可能性がある。しかし、種類にかかわらず、現行の中国法では、AIは発明

者適格性を有しないことに留意してほしい。

2.AI関連発明の特許出願が保護対象要件を満たすかどうかを判断する方法

ガイドラインでは、AI関連発明の特許出願が保護対象の要件を満たすかどうかを判断する法的根拠（すなわち、特許法第25条第1項第2号の「知的活動の規則および方法」という除外規定、ならびに第2条第2項の技術的解決手段に関する規定）、および審査の順序（すなわち、まず請求項が「知的活動の規則および方法」であるかどうかを判断し、そうではないと判断した場合にのみ、技術的解決手段であるかどうかを審査する）が改めて規定されている。

①知的活動の規則および方法に関する審査

審査基準において、請求項の特徴は、アルゴリズム的特徴、ビジネスルールおよび方法的特徴、技術的特徴の3つに分類され、アルゴリズム的特徴、ビジネスルールおよび方法的特徴は、技術的特徴とはみなされないことが明確にされた。また、ガイドラインは、AIアルゴリズムまたはモデルは、数学的理論に基づいて開発され、AIアルゴリズムまたはモデルに関する特許出願の請求項が抽象的な数学的理論または数学的アルゴリズムのみを含み、技術的特徴を含まない場合、それは知的活動の規則および方法であり、特許権は付与されないと説明している。したがって、ガイドラインによれば、抽象的な数学理論または数学的アルゴリズム、もしくは数学的モデルに関する特徴は、ディープラーニング法、分類法、クラスタリング法などのアルゴリズム的特徴に属する。したがって、抽象的なアルゴリズムに基づき、技術的特徴を含まない一般的なニューラルネットワークモデリング

法、および学習収束を促進するために最適化された損失関数を用いた、技術的特徴を含まない一般的なニューラルネットワークの学習方法は、知的活動の規則および方法に属する抽象的な数学的アルゴリズムであると考えられている。

請求項が抽象的な数学的アルゴリズムに加えて、AIに関する技術的特徴を含む場合、知的活動の規則および方法の欠陥を克服することができるだろうか？関連する技術的特徴が主題名にのみ具体化されている場合、すなわち、請求項の主題名を除き、限定されるすべての内容が抽象的な数学的アルゴリズムに関するものである場合、当該請求項は依然として実質的には抽象的な数学的アルゴリズムを保護しようとしており、特許法第25条に規定する知的活動の規則および方法に属し、特許保護の対象には該当しない。

したがって、アルゴリズム的特徴またはビジネスルールの方法的特徴に加え、主題名を除く請求項の限定部分が技術的特徴を含む場合、請求項は全体として知的活動の規則および方法に属さないが、特許保護の対象に該当するかどうかは、技術的解決手段に関する特許法第2条第2項の審査に従う。

②特許法第2条第2項に規定する技術的解決手段について

特許法第2条第2項に規定する技術的解決手段とは、解決しようとする技術的課題に対して採用する自然法則を利用した技術的手段の集合を指す。解決しようとする技術的課題に対して採用した、自然法則を利用した技術的手段が請求項に記載され、それによって自然法則に適合する技術的效果が得られた記載されている場合、請求項によって限定された

手法は技術的解決手段である。逆に、解決しようとする技術的課題に対して自然法則を利用した技術的手段を採用せず、自然法則に適合する技術的效果を得られない手法は、技術的解決手段ではない。

審査基準では、AIやビッグデータに関する「手法（方案）」が技術的解決手段であるかどうかを判断する方法について、さらに詳しい指示が出している。例えば、「アルゴリズムによって処理されるデータが技術分野において正確な意味を有するデータである」場合、「アルゴリズムがコンピュータシステムの内部構造と特定の技術的関連性を有する」場合、特定の適用分野におけるビッグデータについて、「自然法則に適合するデータ内の固有の関連性を分析する」場合、請求項は特許法にいう技術的解決手段であると考えられる。

しかし、実務において、審査基準の上記規定はやはり一般的かつ抽象的であり、具体的な案件の審査過程において正確に把握することは困難であると考えられている。そこで、ガイドラインでは、審査基準の上記規定に記載された3つのケースをより具体的に説明し、わかりやすいように事例を挙げた。

ア) ケース1: AIアルゴリズムまたはモデルが、技術分野において正確な技術的意味を有するデータを処理する場合

請求項の記載が、AIアルゴリズムまたはモデルによって処理される対象が、技術分野において正確な技術的意味を有するデータであることを反映し、当業者にとって、アルゴリズムまたはモデルの実行が、自然法則を利用して特定の技術的課題を解決するプロセスを直接具現し、かつ技術的效果が得られたと理解できる場合、請求項によって限定された手

法は技術的解決手段に属する。

例えば、ニューラルネットワークモデルを用いて画像を認識・分類する方法という出願では、画像データは、技術分野において正確な技術的意味を有するデータにであり、当業者は、手法における画像特徴を処理する各手順が、対象物を認識し分類するという解決しようとする技術的課題と密接に関連し、かつ対応する技術的効果が得られたと理解できる場合、その手法は技術的解決手段である。

したがって、上記の規定および事例に基づき、音声、テキスト、文字、動画も、正確な技術的意味を有するデータとみなすことができる。

イ) ケース2: AIアルゴリズムまたはモデルが、コンピュータシステムの内部構造と特定の技術的関連性を有する場合

請求項の記載により、AIアルゴリズムまたはモデルがコンピュータシステムの内部構造と特定の技術的関連性を有し、これにより、データ保存量の削減、データ転送量の削減、ハードウェア処理速度の向上など、ハードウェアの計算効率や実行効果を向上させるかという技術的課題を解決し、かつコンピュータシステムの内部性能を向上させるという自然法則に適合する技術的効果が得られることが反映される場合、請求項によって限定された手法は技術的解決手段である。

このような特定の技術的関連性は、特定のアルゴリズムまたはモデルの動作をサポートするためにコンピュータシステムのアーキテクチャまたはパラメータを調整する、アルゴリズムまたはモデルを特定のコンピュータシステムの内部構造またはパラメータに適合させる、もしくは上記の組み合わせを行うなど、ア

ルゴリズム的特徴とコンピュータシステムの内部構造に関連する特徴とが、技術実装レベルで互いに適合し、調整していることを反映している。

例えば、メモリスタアクセラレータ用のニューラルネットワークモデル圧縮方法という出願では、元のモデルをメモリスタアクセラレータにマッピングする際に、ハードウェアリソースの過剰消費およびADCユニットとコンピューティングアレイの高電力消費という問題を解決するために、プルーニングのアルゴリズムと量子化のアルゴリズムを採用して、メモリスタの実際のアレイサイズに合わせてプルーニングの粒度を調整し、メモリスタアレイ内の低抵抗デバイスの数を減らしている。これらの手法は、メモリスタアクセラレータの性能向上を目的としたアルゴリズムの改善であり、ハードウェア条件のパラメータによって制約され、アルゴリズム的特徴とコンピュータシステムの内部構造との特定の技術的関連性を反映していると考えられるため、この手法は技術的解決手段である。

注意すべきは、特定の技術的関連性が必ずしも、コンピュータシステムのハードウェアアーキテクチャに変更を加えることを意味するものではないことである。AIアルゴリズムを改善する手法の場合、コンピュータシステムのハードウェアアーキテクチャ自体に変更が加えられていないが、当該手法において、システムリソースの配分の最適化を通じて、コンピュータシステム全体の内部性能を向上させるという技術的効果が得られるなら、AIのアルゴリズム的特徴がコンピュータシステムの内部構造と特定の技術的関連性を有し、ハードウェアの実行効果を高めることができると考えられる。

例えば、ディープニューラルネットワークモデルの学習方法という出願では、ディープニューラルネットワークモデルの学習速度が遅いという問題を解決するために、異なるサイズの学習データに対して、処理効率の異なるシングルプロセッサの学習方式またはマルチプロセッサの学習方式を適応させるという選択を行う。このモデル学習方式はコンピュータシステムの内部構造と特定の技術的関連性を有し、学習の過程におけるハードウェアの実行効果を高めることにより、コンピュータシステムの内部性能を向上させるという自然法則に適合する技術的效果が得られると考えられるため、技術的解決手段をなす。

これらの事例の他に、ガイドラインでは、アルゴリズムの特徴とコンピュータシステムの内部構造との特定の技術的関連性が反映されない場合についても、以下のような例が挙げている。

例えば、メモリとプロセッサを含むニューラルネットワークを学習させるためのコンピュータシステムという出願では、メモリが指令を記憶し、プロセッサが最適化された損失関数を用いてニューラルネットワークを学習させるために指令を読み出す。

この手法において、コンピュータシステム内のメモリおよびプロセッサは、アルゴリズムの記憶および実行のための慣用の装置にすぎず、最適化された損失関数を用いたニューラルネットワークの学習に関するアルゴリズムの特徴と、コンピュータシステム内のメモリおよびプロセッサとの間には、特定の技術的関連性はなく、この手法は、技術的課題に属さないニューラルネットワークの学習の最適化課題を解決するものであり、得られる効果は

モデルの学習効率を向上させるものにすぎず、コンピュータシステムの内部性能を向上させるという技術的效果には属さない。そのため、当該手法は技術的解決手段ではない。

ウ) ケース3: 特定の適用分野におけるビッグデータについて、自然法則に適合するデータ間の固有の関連性を分析する場合

AIアルゴリズムまたはモデルは、さまざまな分野でデータ分析、評価、予測、推薦のために利用されている。このような出願に対して、請求項が特定の適用分野におけるビッグデータの処理を具現し、ニューラルネットワークのようなAIアルゴリズムを使用して、自然法則に適合するデータ間の固有の関連性を分析し、特定の適用分野におけるビッグデータ分析の信頼性または正確性を向上させるかという技術的課題を解決し、対応する技術的效果が得られる場合、対応の手法は技術的手段である。

しかし、AIアルゴリズムまたはモデルを使用してデータマイニングを行い、入力データに基づいて出力結果が得られるAIモデルを学習させる手段は、直接技術的手段にはならず、AIアルゴリズムまたはモデルに基づいて、マイニングされたデータ間の固有の関連性が自然法則に適合する場合にのみ、関連する手段は全体として自然法則を利用した技術的手段になることに留意すべきである。したがって、分析結果を得るために、分析対象の特徴を反映するために具体的にどのような指標やパラメータを用いたのか、AIアルゴリズムまたはモデルを使用してマイニングされたこれらの指標やパラメータ(モデル入力)が、結果データ(モデル出力)との間の固有の関連性が自然法則に適合するかどうかを、請求

項に記載された手法において明確にする必要がある。

例えば、食品安全リスク予測方法という出願では、時間とともに変化する食品固有の特徴に基づいて食品安全リスクを予測するために、ナレッジグラフの構築時にタイムスタンプを含め、各時点における食品安全リスクに関連するエンティティデータに基づいて、予め定義されたニューラルネットワークを学習させ、予測対象時点における食品安全リスクを予測する。これは、自然法則に適合する技術的手段を利用し、将来の時点における食品安全リスクの予測の正確さを向上するという技術的課題を解決し、対応する技術的効果が得られると考えられるため、技術的解決手段をなす。

逆に、AIアルゴリズムまたはモデルを使用してマイニングされた指標やパラメーターと、予測された結果との間の固有の関連性が、経済法則または社会法則にのみ制約される場合、それは自然法則に適合しないものであると考えられる。例えば、ニューラルネットワークを用いた地域経済繁栄指数の予測方法という出願では、ニューラルネットワークを用いて、経済データおよび電力消費データと経済繁栄指数との間の固有の関連性をマイニングし、それに基づいて地域経済繁栄指数の予測を行う。経済データおよび電力消費データと経済繁栄指数との間の固有の関連性は、自然法則ではなく経済法則によって制約されているため、この手法は技術的手段を用いておらず、技術的解決手段ではない。

3. 明細書の完全な開示

AIアルゴリズムは通常、ディープラーニングモデルのニューラルネットワークの多層構

造や多数のパラメータ調整のように非常に複雑かつ抽象的であるため、明細書の完全開示は現在、AI分野に関わる発明の明細書作成および審査における課題の1つである。AIアルゴリズムのこのような特徴から、アルゴリズムの動作の仕組みを明確に分かりやすく説明することは難しい。さらに、AIアルゴリズムの効果は、特定のデータセットや実験環境に依存することが多く、その結果の再現性や検証の可能性にも課題がある。そのため、明細書で技術的效果を記載する際に、十分な実験データや分析・論証を提供することが難しく、技術的效果の検証の可能性が不十分となる。

そこで、ガイドラインでは、AIアルゴリズムまたはモデルの「ブラックボックス」的な特徴に鑑み、発明の種類ごとに以下のような推奨事項を示している。

発明の貢献がAIモデルの学習にある出願の場合、一般に、手法が解決しようとする課題や得ようとする効果に応じて、必要なモデルの学習プロセスに関するアルゴリズムと、その具体的な手順、学習方法の具体的なプロセスを明細書に明確に記載する必要がある。

発明の貢献がAIモデルの構築にある出願の場合、一般に、手法が解決しようとする課題や得ようとする効果に応じて、必要なモデル構造、階層構造、接続関係などを明細書に記載し、モデルの機能や効果を正確かつ客観的に記述する必要がある。必要に応じて、実験データや分析・論証により、改善後に得られる効果を示す。

発明の貢献がAIの特定分野での適用にある出願の場合、一般に、手法が解決しようと

する課題や得ようとする効果に応じて、モデルがいかにより具体的な適用シーンと組み合わせられるか、入出力データをいかに設定するかを明細書に記載する必要がある。また、入力データと出力データの間に関連性があることを当該技術分野の当業者が判断できるように、必要に応じて、両者間の関連性を明細書に明確にすることも必要である。

上記の発明者および代理人がAI発明に関する出願書類を作成する際の提案は、一定の指導と助力を与えるものであるが、客観的に言えば、これらの提案は依然としてガイドラインや原則を示すものであり、具体的かつ的を絞ったものではなく、具体的な参考事例も示されていないため、完全開示を実現する方法に対する人々の疑念を完全に払拭することはできていない。これは、AI技術が近年大きく発展し、飛躍的な進歩を遂げたばかりであり、まだ発展し続けていること、新しいモデル、構造、学習方法が続々と登場し、適用分野が拡大し続けていること、人々はまだこれらの発明をどのように認識し、出願書類をどのように作成するかを模索している段階にあり、多くの面でまだ合意に至っていないことが原因であると著者は考える。技術の発展と成熟、代理と審査実務経験の蓄積、AI発明特許または出願の訴訟事例の出現により、関連実務者は、この分野の出願書類の書き方について、より理解が深まるであろうと思われる。

4. 創造性に関する検討

AI関連発明の特許出願の創作性をどのように審査するかについて、審査基準は、技術的特徴と機能的に相互支持し、かつ相互作用関係を有するアルゴリズム的特徴を、記載された技術的特徴と合わせて全体として考慮

するよう求めており、「機能的に相互支持し、かつ相互作用関係を有する」という概念が提案されている。「機能的に相互支持し、かつ相互作用関係を有する」とことは、アルゴリズム的特徴と技術的特徴とが密接に統合され、共同で技術的課題を解決するための技術的手段を構成し、対応する技術的效果が得られることを指す。

「機能的に相互支持し、かつ相互作用関係を有する」とことの意味をわかりやすくするために、ガイドラインでは、例を用いてさらに説明している。

① AIのアルゴリズム的特徴を技術的手段の不可欠な一部とする

AIアルゴリズムまたはモデルを用いて特定の機能を実現し、または特定の分野に適用する出願の場合、創造性の評価において、手法のアルゴリズム的特徴が技術的貢献をもたらすと評価されるように、明細書作成に際しては、特定の機能を実現し、または特定の分野に適用する際に解決した技術的課題、採用された自然法則に適合する技術的手段、およびそれによって得られた自然法則に適合する技術的效果、ならびにアルゴリズムまたはモデルの実施に不可欠な要素を記載する必要がある。手法が既存のAIアルゴリズムのプロセスまたはモデルのパラメータを調整し、それによって特定の機能を実現し、または特定の分野に適用する際に直面する技術的課題を解決し、有益な技術的效果が得られる場合、アルゴリズム的特徴と技術的特徴とは機能的に相互支持し、かつ相互作用関係を有すると考えられ、手法の創造性の判断において、アルゴリズム的特徴による手法への貢献が考慮されるべきである。

例えば、複数のセンサーに基づくヒューマノイドロボットの転倒状態検出方法という出願では、新しいFuzzy-DEMATEL法およびそのロボットの安定状態判断への適用が開示され、比較文献と比べ、ロボットの安定状態を判断し、転倒しそうな方向を正確に予測するという技術的課題を解決したため、このアルゴリズム的特徴と技術的特徴とは機能的に相互支持し、かつ相互作用関係を有すると考えられる。

明細書に記載されたAIアルゴリズムまたはモデルが先行技術であり、手法における改善が既存のシーンから出願のシーンに適用するものである場合、創造性に関する検討では、そのアルゴリズムまたはモデルが適用されるシーンの近接性、対応する技術的啓示の有無、異なるシーンに適用する際の難易度、技術的困難を克服する必要性、予期しない技術的効果が得られるかどうかなどの側面を総合的に考慮すべきである。アルゴリズムまたはモデルを異なるシーンに適用するに際して、技術的困難を克服できず、アルゴリズムまたはモデルの学習方法、パラメータ、構成などの要素の調整が達成されず、予期しない技術的効果が得られない場合、手法の創造性は認められない。

例えば、船舶数の統計方法という出願では、当該発明における画像中の船舶の認識と学習を先行技術における画像中のフルーツの認識と学習と比べた場合、ディープラーニング、モデル学習、画像認識における処理方法の変更がなく、得られる技術的効果は、本発明と先行技術の入れずもより正確な統計結果につながるということであり、学習データの違いが、データの意味の違いを表しているに過ぎず、このデータの意味の違いは、アルゴ

リズムの改善や実装上の制約、影響や制限を課すものではなく、適用シーンの違いも、アルゴリズムまたはモデルの設計に異なる制約、影響や制限を課すものでもない。したがって、先行技術のフルーツの統計方法を当該手法の船舶統計に適用しても、その効果は先行技術に基づいて予想可能であり、予期しない技術的効果は得られず、その創造性は認められない。

② AIアルゴリズムまたはモデルと、コンピュータシステムの内部構造との間に、特定の技術的関連性を有する

AIアルゴリズムまたはモデルが、コンピュータシステムの内部構造と特定の技術的関連性を有し、その内部性能の改善を達成する場合、創造性を判断する際に、当該手法のアルゴリズム的特徴と技術的特徴を全体として考慮することができる。

特定のアルゴリズムまたはモデルの動作をサポートまたは最適化するためにハードウェアシステムのアーキテクチャを調整すること、アルゴリズムまたはモデルの実行を通じてコンピュータシステム内のハードウェアリソースの配分を最適化することなど、コンピュータシステムの内部性能の改善を行う場合、手法のアルゴリズム的特徴と技術的特徴は全体として考慮され、先行技術によって技術的啓示が与えられていない場合、手法の創造性は認められる。

例えば、畳み込みニューラルネットワークのチューニング方法という出願では、ニューラルネットワークの固定小数点化によるリソース使用量の削減は、低ビット幅のFPGAプラットフォーム上で、低ビット幅固定小数点量子化を持つニューラルネットワークモデル

を実行することを可能にし、低ビット幅で浮動小数点型ニューラルネットワークに匹敵する計算精度を実現している。当該手法は、高ビット幅固定小数点量子化を使用して畳み込みニューラルネットワークを学習させた後、FPGAの低ビット幅によって畳み込みニューラルネットワークのファインチューニングを行うという点で、最も近い先行技術と異なる。当該出願では、この特徴に基づき、小型FPGA組込みシステムにおいて、データ量の多い多層畳み込みニューラルネットワークを使用した場合に、計算リソースの制約により精度が低下するという問題を解決し、FPGAプラットフォーム上で畳み込みニューラルネットワークの学習に使用するリソースを削減し、小型FPGA組込みシステムにおいて浮動小数点型ニューラルネットワークと同等の計算精度を実現するという技術的効果が得られる。この場合、アルゴリズム的特徴とFPGAの低ビット幅などの技術的特徴を全体として考慮することが可能である。

③AIアルゴリズムまたはモデルが技術的特徴と合わせて、ユーザー体験の向上につながる技術的手段を構成する

特定の手法に含まれるAIのアルゴリズム的機能が技術的特徴と合わせてユーザー体験を向上させる場合、創造性を判断する際にアルゴリズム的機能と技術的特徴とは全体として考慮され、先行技術によって技術的啓示が与えられていない場合、当該手法の創造性は認められる。

例えば、オンラインカスタマーサービスの実装方法という出願では、長短期記憶ニューラルネットワークを用いてユーザーリクエストの文脈を分析し、遺伝的アルゴリズムと組み合わせることで、人とAIチャットボットによるカ

スタマーサービスの動的割り当てを最適化している。オペレーターの過負荷が検出された場合、システムは長短期記憶ニューラルネットワークを用いて予測し、適切なリクエストを自動的にAIチャットボットに割り当て、オペレーターの負担を軽減している。先行技術に比べ、AIチャットボットとオペレーターの間にユーザーリクエストをより合理的に割り当てるといった技術的課題を解決することで、ユーザーの待ち時間を減らし、ユーザー体験を向上させることができるため、この手法の創造性は認められる。

5.AI関連特許出願における倫理的問題

一般に、AI関連の特許出願では、中国特許法第5条の規定を遵守する必要がある、すなわち、法律や社会道徳に違反し、または公共の利益を害する発明に対しては、特許権は付与されない。

AI技術は特殊な性質を持っているため、アルゴリズムの倫理、データセキュリティ、データコンプライアンスなどの倫理問題に特に注意を払う必要がある。

ガイドラインによれば、AIアルゴリズムまたはモデルが異なる分野に適用される場合、そのアルゴリズムまたはモデルを含む手法が特定の分野に適用される際に、関連する法律や社会道徳に違反し、または公共の利益を害するなどの問題があるかどうかには注意を払う必要がある。データの取得と活用にAIが関与する場合、当該データの出所、適用シーン、セキュリティ管理、利用などが関係法令に従っているかどうかには注意を払う必要がある。また、データの内容自体だけでなく、データの取得、保存、処理などの具体的な手段についても、関連する法令を遵守する必要がある。

り、社会道徳に違反したり、公共の利益を害したりしてはならない。

筆者の理解によれば、特にAIに関わる発明には、以下のような法的・倫理的問題が伴う可能性がある。①データのプライバシーと保護：AIの学習と運用には大量のデータが必要であり、その中には個人のプライバシー情報が含まれている可能性がある。データの収集、保存、使用、共有の過程において、データ主体のプライバシーが侵害されないよう、データ保護に関する法令を遵守しなければならない。AI技術は集団監視に使用され、個人のプライバシーを侵害する可能性がある。例えば、EUの「一般データ保護規則」(GDPR)は、データ処理に厳しい要件を課しており、違反者には多額の罰金が科される。中国の「生成型人工知能サービス管理暫定弁法」も、事業者が個人情報に関わる事前学習や最適化学習などの学習データ処理を行う場合、個人の同意を得るか、法令や行政法の規定を遵守する必要があること、事業者が法律に従い、利用者の入力情報および利用記録を保護する義務を履行し、必要以外の個人情報収集したり、利用者を特定できる入力情報および利用記録を不正に保持したり、利用者の入力情報および利用記録を不正に他者に提供したりしてはならないことを規定している。②データの合法的な出所：AIモデルの学習に使用するデータを合法的に取得しなければならず、他人の知的財産権やその他の合法的な権利および利益を侵害してはならない。前述の「生成型人工知能サービス管理暫定弁法」では、生成型AIサービスの事業者は、他人の知的財産権を侵害しないように、事前学習データを合法的に取得しなければならないと規定している。③ア

ルゴリズムバイアスと差別：アルゴリズムのバイアスは通常、学習データのバイアスに起因する。学習データに人種、性別、年齢などの差別がある場合、AIモデルはこれらのバイアスや差別を学習して増幅し、不公平な結果につながる可能性が高い。例えば、雇用や与信審査などの分野で適用される場合、特定の集団に悪影響を及ぼし、法的紛争や社会的論争につながる可能性がある。したがって、AIに関わる発明の考案や明細書作成の際には、上記の倫理的・法的問題に注意を払うことが重要である。

6. 審査官の指摘事項への対応の留意点

ガイドラインでは、上記のような懸念事項に関する説明に加えて、審査段階における審査官の指摘事項、例えば、発明が知的活動の規則および方法に属すると認定される、発明が技術的解決手段ではないと認定される、技術的解決手段に対するアルゴリズムの特徴の貢献を考慮するかどうか、などへの対応策についてもガイダンスが示されている。一般に、ガイドラインで上記のような懸念事項が詳しく説明される際、その対応策はすでに示されているため、ここでは言及しないことにする。

要約

上記の紹介から分かるように、ガイドラインは、新たに改正された審査基準に基づき、中国の現行特許法制度の枠組みの下で、AI分野の特許審査方針をさらに詳しく説明し、発明者の特定、保護対象の基準、明細書の完全開示、創造性の判断を含む重要事項について詳細な説明と規定を提供した。よって、出願人は、特許審査の具体的な要件をより明確に理解し、不正確な理解に起因する出

願ミス回避し、特許出願の成功率を向上させることができる。さらに、審査規定と明細書の作成方法を改善することにより、出願人は特許出願書類を作成する際に、技術的解決手段の完全性と操作可能性をより重視し、出願書類で発明の内容を十分に開示し、特許法に規定された要件を満たすように導かれ、AI関連特許出願の全体的な品質を向上し、出願書類の欠陥による拒絶や、特許権付与後の特許の安定性の欠如などの問題を減らすことができる。ガイドラインはまた、AI分野のイノベーション主体に対して明確な指針を示し、イノベーションを活性化し、より多くの企業と科学研究機関がAI技術の研究開発への投資を拡大するよう奨励し、AI技術の急速な発展と幅広い応用を促進し、それによって関連産業の高度化と新たな生産力の発展を促進し、世界のAI分野における中国の競争力を高めることであろう。

しかし、ガイドラインは、いくつかの懸念事項を説明しているが、その中の特定の見解は、依然として議論の余地がある。例えば、AIアルゴリズムまたはモデル自体に関する特許出願の保護対象について、ガイドラインは、抽象的な数学理論または数学的アルゴリズムのみを含み、技術的特徴を含まないAIアルゴリズムまたはモデルに関する特許出願は、知的活動の規則および方法に属し、特許権が付与されないと主張している。この見解は、いくつかの国における現在の審査基準と完全に一致するものではなく、例えば、アメリカで認められ、中国で拒絶された「Transformer案」(中国発明特許出願番号：CN201880007309X、公開番号：CN110192206A)で言及されている技術は

GoogleのVaswani氏らによる2017年の論文「Attention is All you need」で議論されている自己注意メカニズムに基づくディープラーニングモデルである。このモデルは、強力なシーケンス処理能力、効率的な並列コンピューティング能力、優れた性能を備え、自然言語処理の分野で目覚ましい成果を上げ、大規模な事前学習済み言語モデルの開発を推進し、OpenAIのGPT、MetaのLlamaをはじめとする大規模言語モデルを生み出してきた。Googleは、Transformer技術について世界中で特許を取得しており、その拡張パテントファミリーについて全世界で74件の特許が開示されており、その多くが複数の国で認められている。しかし、中国における上記パテントファミリーの出願は、特許法第2条第2項不適合を理由に拒絶された(現在再審査中)。この事件は、大規模言語モデルの特許審査における中国の独特な立場を浮き彫りにしている。高度に進化した技術集約型のAIイノベーションに直面して、技術発展に合わせて特許審査制度をさらに調整することにより、AI時代の技術イノベーションのニーズを満たし、広範囲に影響を及ぼす基礎技術の広範な普及と継続的な進歩を妨げることなく、適切な特許権を付与してそれを保護し、特許運用市場をさらに活性化させるか否かは、間違いなく、深く検討し、慎重な意思決定を行うべき議題である。ガイドラインは、AI関連発明の明細書を作成する際の完全開示について、いくつかの説明と指針を与えているが、これに関連するもう1つの重要な問題、すなわち、AI関連発明の請求項が明細書によってどのように裏付けられるかについては触れていない。請求項が裏付けられるかどうかは重要な理由は、AIアルゴリズム、特に

ディープラーニングアルゴリズムは、その内部構造や動作メカニズムが非常に複雑であり、「ブラックボックス」的な特徴を有しているからである。データ入力から出力までの過程において、その内部推論や意思決定プロセスを完全に説明・予測することは困難であり、同じモデルや設定パラメータを用いたとしても、出力結果を再現することは困難である。このような複雑性と不確実性のため、発明者が複数の実施例を挙げ、十分な実験結果データや比較データを示すことは困難であり、また、作成者が複数の実施例を正確に記述し、各実施例がアルゴリズムの実際の動作と期待される効果を正確に反映することも困難である。このような場合、作成者は、明細書で発明の内容を十分に開示して、その技術分野の技術者が発明を実現できるように、発明の中核的な貢献と技術的效果を十分に反映できる1つまたは少数の実施例を詳細に説明することに重点を置くことが多い。また、出願人は、可能な限り広い保護範囲を得たいと考えるが、同時に請求項が明細書によって確実に裏付けられるようにしなければならない。AI関連発明については、その技術的複雑性および革新性により、保護範囲を合理的に決定することが困難であり、特許の保護範囲と明細書の完全開示との間のバランスをいかにうまくとるかについて、国家知識産権局が今後の実務において更なる指針と説明を提示してくれることを切に願う。

最後に、ガイドラインは、主に文章による説明という形で審査基準を解説しており、ある程度の原則的な指針を提供しているものの、実務においては、出願人が具体的な事例を通じて審査基準の理解を深める必要があるかもしれない。

もし、完全開示の要件をどのように満たすか、AI関連発明の創造性をどのように評価するかについて、代表的な事例が追加され、審査過程における異なる種類の出願の具体的な取り扱いや判断基準が示されれば、出願人にとってより勉強になり、出願書類の作成レベルの向上に資することができるであろう。

著者プロフィール：

王勇先生は、1991年に上海華東師範大学コンピュータ科学専攻を卒業した。1994年に中国科学院計算技術研究所で、修士号を、2005年に中国人民大学で法学修士号を取得した。

1991年から2006年12月まで、中国特許代理（香港）有限公司で電気部の経理を担当していた。2007年1月から弊所にパートナーとして加入した。

王勇先生の業務範囲は、主にコンピューター、通信技術、半導体装置、自動制御、家用電気などの分野に及んでおる。特許出願書類の作成、審査指令の応答、再審請求、無効審判、特許行政訴訟、権利侵害訴訟、集積回路のレイアウト保護、コンピューターウェア保護などの方面に豊富な経験がある。

中国特許出願における援用補充（援引加入）の手続きについて

2024年1月20日から施行された「特許法実施細則」および「特許審査指南」において、「援用補充（援引加入）」制度が新設された。出願人が本制度を正確に理解・活用し、合法的権利および利益を守ることを目的として、国家知識産権局専利局（以下「専利局」）は2024年12月24日、「発明または実用新案特許出願における援用補充の適用に関するガイドライン」を発表し、援用補充制度の背景、手続き、事例を詳細に解説している。

援用補充とは、発明または実用新案出願（意匠を除く）において、特許請求の範囲または明細書の全部または一部を欠落または誤って提出したが、出願日に優先権を主張した場合、出願人は出願日から2か月以内、または専利局からの通知受領日から2か月以内に、先の出願書類を援用する形で出願書類を補充提出できる制度を指し、補充提出された書類が関連規定に適合する場合、最初の出願提出日を出願日とする。

一. 通常の国家出願における援用補充制度の適用要件

1. 初回出願時に優先権を主張し、援用補充声明を提出

出願人が専利局が定めた援用補充声明付き出願書類の標準様式を使用した場合、援用補充声明を提出したものとみなされる。

2. 所定期間内に関連書類を提出

① 優先権証明書の写しなど、優先権関連書類を提出すること。優先権証明書の写しが外国語である場合、その中国語訳文を提出す

る必要があり、基礎出願の出願人が本出願の出願人と異なる場合、優先権譲渡証明書を提出する必要がある。

② 「援用補充確認声明」を提出すること。当該声明にて、補充提出された出願書類の内容が、優先権証明書の写し（外国語の場合はその中国語訳文）のどの部分の内容に該当するかを明記する必要がある。

予備審査段階において、補充提出された出願書類の内容が優先権証明書の写しおよびその中国語訳文に十分に記載されていないことが判明した場合、専利局は「手続補正通知書」を発行し、期限までに応答しなかった場合、専利局は「特許出願受理取消通知書」を発行する。「手続補正通知書」への応答時も補充提出された出願書類の内容が優先権証明書の写しおよびその中国語訳文に十分に記載されていない場合、専利局は「出願日再確定通知書」を発行し、補充提出された特許請求の範囲または明細書の日付を出願日とする。再確定された出願日が優先権日から起算して12か月を超える場合、専利局は「みなし優先権未主張通知書」を併せて発行する。

実体審査段階において、補充提出された出願書類の内容が優先権証明書の写しおよびその中国語訳文に十分に記載されていないことが判明した場合、専利局は「審査意見通知書」を発行し、出願人に少なくとも1回の意見陳述の機会を付与し、意見陳述後も要件を満たさない場合、出願日を再確定する。再確定された出願日が優先日から起算して12か月を超える場合、優先権は主張されていないものとみなされる。

③ 正しい出願書類を補充提出すること。注意すべきは、出願書類を補充提出する際、要約

書、要約書に添付された図面、願書に記載された発明の名称が、出願書類の特許請求の範囲または明細書と一致しない場合は、対応する箇所も修正すべきである。

3. 必要に応じて出願追加料金を支払う

出願人が出願書類を補充提出する際、補充提出された出願書類に応じて、明細書または特許請求の範囲に対する追加料金の支払いが必要か否かが計算される。追加料金の支払いが必要な場合、出願人は出願日から1か月以内、または「追加料金支払通知書」を受領した日から1か月以内に追加料金を支払わなければならない、期限までに支払わなかった場合、または全額支払わなかった場合、専利局は「みなし取下げ通知書」を発行する。

二. 中国国内段階へ移行するPCT出願における援用補充制度の適用要件

国際段階において援用補充の手続きを完了した場合に限り、中国国内段階における元の出願書類として、援用補充の内容を使用することができる。国際段階において援用補充の手続きが行われたPCT国際出願について、出願人は、中国国内段階へ移行する際に、援用補充に関連する優先権証明書写しの中国語訳文を提出し、かつ、移行声明において、元の出願書類の中国語訳文および優先権証明書写しの中国語訳文における援用補充の内容の位置を正確に明記しなければならない。

国際段階において援用補充の審査に明らかな誤りがある場合、または援用補充に係る優先権に欠陥がある場合、専利局は「補正通知書」を発行し、中国での出願日を修正して援用補充の内容を維持するか、中国での出願日を修正せず、援用補充の内容を削除す

るよう出願人に通知する。出願人が中国での出願日の修正を請求した場合、専利局は、国際事務局から伝送された「援用項目または部分の確認についての決定通知書」(様式PCT/RO/114)を根拠に、当該国際出願の中国での出願日を再確定する。出願日の再確定により、出願日が優先権日から起算して12か月を超えるが、14か月を超えない場合、出願人は優先権回復の手続きをすることができる。優先権回復が適用されない場合、当該優先権が主張されていないものとみなされる。

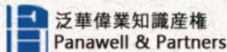
三. 援用補充が適用除外となる特別な事情

分割出願の場合、援用補充が適用されないことに留意すべきである。援用補充に係る優先権は、回復、追加または修正された優先権であってはならない。援用補充関連の手続き期限を過ぎた場合、権利回復の手続きを行うことはできない。

出典：中国国家知識産権局

国際商標協会 (INTA) 2025 年年次総会 に参加

この度、当事務所が米国カリフォルニアサンディエゴ (San Diego, California, U.S.) で開催される国際商標協会 (INTA) 2025 年年次総会に参加する運びとなりましたのでお知らせ致します。会場にて皆様にお会いできること楽しみにしております。



WE'RE EXHIBITING!

ANNUAL MEETING
SAN DIEGO, CALIFORNIA, USA
May 17-21, 2025

INTA

ご来場を心よりお待ちしております。

日時: 5月18日(日) 5月19日(月) 5月20日(火) 5月21日(水)
時間: 10:00-18:00 10:00-16:00 10:00-16:00 10:00-14:00

参加者: 楊文泉 郭広迅 王勇 楊怡

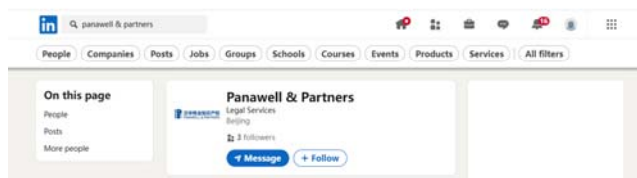
ブースNO.: 1755

会場にて皆様にお会いできることを楽しみにしております。ご面会いただける方は、
予め下記のメールへご連絡いただければ幸いです。
teresa.zhang@panawell.com

当所がLinkedIn (リンクトイン) のアカウントを開設

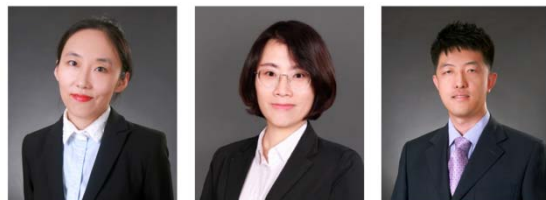
当所が2025年3月、リンクトインのアカウントを開設した。ここで皆さんと当所の最新情報、業界動向を共有したいと思います。下記

の通りリンクトインのホームページに 「Panawell & Partners」を検索しフォローお願いいたします。



王珍珍氏、趙岩氏、郭春曦氏のパートナーへの昇進おめでとうございます

同社のパートナー会議にて検討した結果、王珍珍氏、趙岩氏、郭春曦氏のパートナーへの昇進を決定した。



王珍珍氏は2019年に外交学院英文学科を卒業し学士号を取得した。同年、当社に入社した。特許出願のコンサルティング、検索、法律状態監視、法的意見提供及び特許業務の管理、国内外特許出願、PCT特許出願、香港/マカオ特許登録業務に精通している。

趙岩氏は2004年に河北師範大学化学学院で工学学士号を、2007年に廈門大学化学学院で工学修士号をそれぞれ取得した。2009年に当社に入社し、長年にわたり、化

学、医学、生物学などの分野の特許出願書類の作成、拒絶理由通知への応答、再審、無効審判及び訴訟等に従事している。

郭春曦氏は2010年に北京航空航天大学自動化専攻で工学学士号を、2012年に中国人民大学知的財産権法専攻で法学学士号を、2014年に米ジョン・マーシャルロースクール（The John Marshall Law School）で法学修士号をそれぞれ取得した。2014年に当社に入社し、知的財産権に関わる法律コンサルティング、税関での保護、不正競争防止、海賊版及び模倣品の差止め、コンピュータ及び作品の著作権登録、ドメイン名登録及び紛争解決並びにコンピュータ分野の特許出願及びコンサルティング等に従事している。

ここで上記3人に心からのお祝いを申し上げますとともに、彼らが今後の生活と仕事において邁進し、大きな成果を収め続けることを願います。

北京泛華偉業知識產權代理有限公司
〒10020北京朝陽区朝陽門外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
Email：mail@panawell.com
Website: www.panawell.com
LinkedIn: Panawell & Partners



編集：黄娜、王嵐、王珍珍、趙曉輝
訳審：王珍珍、趙垂芝、金丹
レイアウト：董順順